

14 六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター 周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定 の運用に関する細則

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）の間において、六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「協定書」という。）第23条の規定に基づき、次のとおり細則を定める。

（関係法令）

第1条 協定書第1条及び第21条に定める「関係法令」には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の18に規定する保安規定を含むものとする。

（事前了解の対象）

第2条 協定書第3条に定める廃棄物埋設施設とは、原子炉等規制法第51条の2第2項第2号に規定するものをいう。

2 事前了解を必要とする変更は、原子炉等規制法第51条の5の規定に基づく事業許可の変更申請を行う場合の変更とする。

（測定 of 立会い）

第3条 協定書第9条第1項及び第2項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する測定の立会い又は状況の確認をする職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 協定書第9条第3項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が設置した六ヶ所村原子力安全管理委員会の委員とする。

3 前項の者は、測定の立会い等に同行する際、甲又は乙の長が発行する立会い等に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（連絡の時期）

第4条 協定書第10条第1項に定める放射性廃棄物の輸送計画に関する事前連絡は、輸送開始2週間前までとする。

(報告の時期等)

第5条 協定書第11条第1項に定める平常時の報告に係る報告の時期等は、次のとおりとする。

報 告 事 項	報告頻度	報 告 期 限
(1) 廃棄物埋設状況 イ 受入れ、埋設数量（計画） ロ 受入れ、埋設数量（実績） ハ 主要な保守状況 ニ 従事者の被ばく状況 ホ 女子の従事者の被ばく状況	年度ごと 月ごと 月ごと 四半期ごと 四半期ごと	当該年度開始前まで 当該月終了後30日以内 当該月終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内
(2) 放射性物質の放出状況	月ごと	当該月終了後30日以内
(3) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量	月ごと	当該月終了後30日以内
(4) 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果	月ごと	当該月終了後30日以内
(5) 環境放射線等の測定結果	四半期ごと	当該四半期終了後90日以内
(6) 品質保証の実施状況 イ 品質保証の実施計画 ロ 品質保証の実施結果 ハ 常設の第三者外部監査機関の監査結果	年度ごと 半期ごと 半期ごと	当該年度開始前まで 当該半期終了後30日以内 当該半期終了後30日以内
(7) その他の事項	その都度	その都度協議のうえ定める

- 2 協定書第11条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(異常事態)

第6条 協定書第12条第1項第8号に規定する異常事態は、放射性物質等の取り扱いに支障を及ぼす事故、故障をいう。

- 2 協定書第12条第1項第9号に規定する国への報告対象とされている事象は、「原子炉等規制法」に基づき報告対象とされている事象をいう。
- 3 甲、乙及び丙は、異常事態が発生した場合における相互の連絡通報を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。
- 4 協定書第12条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(立入調査)

- 第7条 協定書第14条第1項に定める甲及び乙の職員は、立入調査をする際、甲又は乙の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 2 協定書第14条第3項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が設置した六ヶ所村原子力安全管理委員会の委員とする。
- 3 前項の者は、立入調査に同行する際、甲又は乙の長が発行する立入調査に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 甲及び乙は、協定書第14条第3項の規定により職員以外の者を同行させた場合、その者がそこで知り得た事項を他に漏らすことのないように措置を講ずるものとする。

(安全確保のための遵守事項)

- 第8条 協定書第9条、第11条、第12条及び第14条の規定により丙の管理する場所に立ち入る者は、安全確保のための関係法令を遵守するほか、丙の定める保安上の遵守事項に従うものとする。

(協議)

- 第9条 この細則の内容について疑義の生じた事項及びこの細則に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

平成4年9月21日 締結
平成12年10月12日 一部変更
平成16年11月22日 一部変更

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475番地
六ヶ所村長 古 川 健 治

丙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 兒 島 伊佐美

※上記締結当事者の氏名は、平成16年11月22日当時のものである。